



2020年1月22日

各 位

会社名 株式会社アシックス
代表者名 代表取締役社長 C O O 廣田 康人
(コード番号：7936 東証第一部)
問合せ先 執行役員
法務・コンプライアンス統括部長 柳沢 知樹
TEL. (078) 303-1009

監査等委員会設置会社への移行等に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社のガバナンス体制を「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決定し、またこれに伴い、2020年3月27日開催予定の第66回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行の目的

経営の監督と執行の分離を明確化して意思決定を迅速化するとともに、取締役の過半数を社外取締役とすることで、取締役会の監督機能を強化して経営の緊張感を高め、実効的なコーポレートガバナンスを通じて中長期的な企業価値を向上させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行するものであります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の目的

- ・監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- ・当社は、経営のスピードアップと業務執行体制の強化を図る観点から、2010年より執行役員制度を導入しておりますが、本制度の十分な定着を踏まえ、執行役員の選任方法および役割を明確にするため、取締役および執行役員に関連する規定の新設および修正等を行うものであります。
- ・子会社の目的に含まれる事業目的を当社の事業目的に追加することで、事業範囲をより明確化するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2020年3月27日(予定)

定款一部変更の効力発生日 同上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 各種スポーツ用品および各種レジャー用品の製造および販売	(1) 各種スポーツ用品および各種レジャー用品の製造および販売
(2) 各種繊維用品の製造および販売ならびに受託製編加工	(2) 各種繊維用品の製造および販売ならびに受託製編加工
(3) 不動産の管理保全および賃貸	(3) 不動産の管理保全および賃貸
(4) 会社運営上必要な事業への投資もしくは債務の保証またはその事業を目的とする会社の発起人となること	(4) 会社運営上必要な事業への投資もしくは債務の保証またはその事業を目的とする会社の発起人となること
(5) スポーツ施設およびレジャー施設の設置および運営	(5) スポーツ施設およびレジャー施設の設置および運営
(新設)	(6) <u>介護保険法に基づく次の居宅サービス事業</u>
	<u>イ 通所介護事業</u>
	<u>ロ 通所型サービス事業</u>
	(7) <u>健康増進関連事業</u>
(6) 前各号に付帯する一切の事業	(8) 前各号に付帯する一切の事業
第 3 条から第 13 条 (条文省略)	第 3 条から第 13 条 (現行どおり)
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第 14 条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	第 14 条 株主総会は、 <u>取締役会</u> が定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
② <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序により他の取締役がこれにあたる。	② <u>前項に定める取締役</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
第 15 条から第 17 条 (条文省略)	第 15 条から第 17 条 (現行どおり)

<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 取締役の員数は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 <u>監査等委員でない</u>取締役の員数は、<u>9</u>名以内とする。</p> <p>② <u>監査等委員である</u>取締役の員数は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員でない</u>取締役と<u>監査等委員である</u>取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である</u>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である</u>取締役の補欠として選任された<u>監査等委員である</u>取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u>取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である</u>取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、<u>当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
--	---

<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の定めるところにより取締役会長<u>または取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役会長<u>および取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各<u>取締役および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長 1 名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の定めるところにより取締役会長が招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役会長に<u>欠員または事故</u>があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより他の取締役がこれにあたる。</p> <p>③ <u>前 2 項にかかわらず、監査等委員会</u>が選定する<u>監査等委員は、</u>取締役会を招集することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 26 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
---	--

<p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第 29 条 当会社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第 30 条 <u>監査役の員数は、5 名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時</u></p>	<p>第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p><u>(執行役員)</u></p> <p>第 30 条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を執行させることができる。</u></p> <p><u>② 取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長 1 名およびその他の役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第 31 条 当会社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p><u>株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第 34 条 <u>監査役会</u>の招集通知は、会日の 3 日前までに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催することができる。</p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第 35 条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第 36 条 <u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の<u>監査役</u>（<u>監査役であった者を含む。</u>）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任に関し、同法第 425 条第 1 項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の 3 日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第 33 条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 38 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 42 条～第 45 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 34 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 38 条～第 41 条 (現行どおり)</p> <p><u>2020 年 3 月 27 日 改正附則</u></p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>2019 年 12 月 31 日に終了する事業年度に関する第 66 回定時株主総会の終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任の免除および当該損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による定款一部変更前の定款第 37 条の定めるところによる。</u></p>
--	--

以上